

集団的自衛権の行使解禁

安保法 施行

任務地球規模に

歴代政権が憲法9条の下で禁じてきた集団的自衛権行使を解禁する安全保障関連法が29日午前0時に施行された。他国軍への後方支援など、自衛隊の海外活動は地球規模に広がり、戦後の大きな転換点を迎えた。武装集団に襲われた国連要員らを救出する「駆け付け警護」など、国連平和維持活動(PKO)での実際の新任務実施は今秋以降に先送りするが、法的には可能。任務拡大へ訓練を開始する。主要な野党は安保法の違憲性を指摘しており、夏の参院選で争点となるのは確実だ。

(4面に表層深層、8面に特集)

安倍晋三首相は28日の参院予算委員会で「国民の命を守り抜く責任を果たすため、必要な自衛の措置は何かを考え抜いた」と合憲性を強調。日米同盟が強化され、抑止力が

高まるとの立場だ。民進党の岡田克也代表は街頭演説で「歴代首相が違憲と言ってきた中、安倍首相は力で憲法解釈を変えた。憲法の平和主義を簡単に変えてしま

安全保障関連法の主な変更

改正武力攻撃事態法/改正自衛隊法
◻ 存立危機事態を新設、集団的自衛権行使が可能に
◻ 自衛隊による在外邦人救出や平時の米艦防護も解禁
重要影響事態法(改正周辺事態法)
◻ 重要影響事態を新設、支援内容も拡充
◻ 日本の周辺に限らず、米軍や他国軍の後方支援が可能に
国際平和支援法
◻ 他国軍の後方支援のための自衛隊派遣が随時可能に
◻ 活動地域を「非戦闘地域」から「戦場以外」に拡大
改正国連平和維持活動(PKO)協力法
◻ 武器使用基準を緩和、「駆け付け警護」などが可能に
◻ 国連の枠組み以外でも自衛隊派遣

って良いのか」と、法廃止を目指す考えを示した。

国会周辺では、同法に反対する市民らが抗議の座り込みをしたほか、夜には大学生らの団体「SEALDs(シー ルズ)」が集会を開催。「戦争反対」「憲法守れ」などとコールを繰り返した。

安倍政権は2014年7月、憲法解釈の変更を閣議決定し、集団的自衛権行使を容認。法施行で、米国など「密接な関係にある他国」への武力攻撃が発生した場合に、政府が「存立危機事態」や「EWSの言葉」と認定すれば行使できる。朝鮮半島有事で

の米軍支援を想定した周辺事態法を改正した重要影響事態法や新法「国際平和支援法」により、地理的制約なく、他国軍への後方支援が可能となる。他国軍への弾薬提供や発進準備中の戦闘機への給油など支援範囲も広がる。

3/29 福#

2012年	12月20日	第2次安倍政権が発足
13年	1月13日	安倍首相が集団的自衛権行使を禁じる新法解釈変更に向け、第1次政権時の有識者懇話会を再開設
2月9日	11月27日	国家安全保障会議(NSC)創設議案が成立
14年	4月1日	武器輸出禁止の政体を転換。輸出に際する「防衛装備移転三原則」を閣議決定
5月15日	7月1日	懇話会の報告書を受け、首相が憲法解釈変更へ政府、与党に検討を指示
12月10日	14日	集団的自衛権の行使容認を閣議決定
16年	4月27日	特定秘密保護法施行
4月27日	5月14日	衆院選で与党が3分の2の議席を獲得
5月14日	6月4日	日米両政府が防衛協力指針(ガイドライン)を再改定
6月4日	9月18日	日米両政府が自衛権行使を可能にする安保法案を閣議決定
9月18日	11月3日	衆院憲法審査会が憲法学者3人全員が法案を「違憲」と指摘
11月3日	16年	安保法成立
11月3日	12月7日	北朝鮮が核実験を実施
12月7日	2月7日	北朝鮮が事実上の長距離弾道ミサイルを発射
3月22日	3月22日	中谷元・防衛相が「駆け付け警備」などの新任務付与を秋以降に先送りする方針を表明
29日	29日	安保法施行

後方支援

自衛隊は、自衛隊法第8条第1項第2号に規定する「後方支援」を行う。これは、自衛隊の任務遂行に必要となる物資、食料、被服、医薬品等の供給、輸送、保管、管理、処分等を行うことを指す。従来は、自衛隊が自給自足していたが、近年は、自衛隊の任務遂行に必要となる物資の供給が、自衛隊の任務遂行に支障を及ぼすおそれがある。そのため、自衛隊は、自衛隊法第8条第1項第2号に規定する「後方支援」を行う。これは、自衛隊の任務遂行に必要となる物資、食料、被服、医薬品等の供給、輸送、保管、管理、処分等を行うことを指す。

自衛隊 未知の領域へ

「戦場」付近にも拡大

自衛隊の任務遂行に必要となる物資、食料、被服、医薬品等の供給、輸送、保管、管理、処分等を行うことを指す。従来は、自衛隊が自給自足していたが、近年は、自衛隊の任務遂行に必要となる物資の供給が、自衛隊の任務遂行に支障を及ぼすおそれがある。そのため、自衛隊は、自衛隊法第8条第1項第2号に規定する「後方支援」を行う。これは、自衛隊の任務遂行に必要となる物資、食料、被服、医薬品等の供給、輸送、保管、管理、処分等を行うことを指す。

安保法施行

集団的自衛権 行使基準 曖昧さ残る

安保法施行後、歴代政権がめぐってこなかった集団的自衛権行使の可否問題が、新たな法的解釈を要する。集団的自衛権とは、自衛隊が自衛隊法第8条第1項第2号に規定する「後方支援」を行う。これは、自衛隊の任務遂行に必要となる物資、食料、被服、医薬品等の供給、輸送、保管、管理、処分等を行うことを指す。

安保法施行後の課題

安保法施行後、自衛隊の任務遂行に必要となる物資、食料、被服、医薬品等の供給、輸送、保管、管理、処分等を行うことを指す。従来は、自衛隊が自給自足していたが、近年は、自衛隊の任務遂行に必要となる物資の供給が、自衛隊の任務遂行に支障を及ぼすおそれがある。そのため、自衛隊は、自衛隊法第8条第1項第2号に規定する「後方支援」を行う。これは、自衛隊の任務遂行に必要となる物資、食料、被服、医薬品等の供給、輸送、保管、管理、処分等を行うことを指す。

平時の米艦防護 指針間に合わず先送り

平時の米艦防護指針は、自衛隊の任務遂行に必要となる物資、食料、被服、医薬品等の供給、輸送、保管、管理、処分等を行うことを指す。従来は、自衛隊が自給自足していたが、近年は、自衛隊の任務遂行に必要となる物資の供給が、自衛隊の任務遂行に支障を及ぼすおそれがある。そのため、自衛隊は、自衛隊法第8条第1項第2号に規定する「後方支援」を行う。これは、自衛隊の任務遂行に必要となる物資、食料、被服、医薬品等の供給、輸送、保管、管理、処分等を行うことを指す。

PKO任務 海外での武器使用想定

PKO任務は、自衛隊の任務遂行に必要となる物資、食料、被服、医薬品等の供給、輸送、保管、管理、処分等を行うことを指す。従来は、自衛隊が自給自足していたが、近年は、自衛隊の任務遂行に必要となる物資の供給が、自衛隊の任務遂行に支障を及ぼすおそれがある。そのため、自衛隊は、自衛隊法第8条第1項第2号に規定する「後方支援」を行う。これは、自衛隊の任務遂行に必要となる物資、食料、被服、医薬品等の供給、輸送、保管、管理、処分等を行うことを指す。

拡大する自衛隊活動



自衛隊の活動は、国際社会の平和・安全に影響を与え、日本の平和・安全にも影響を及ぼす。自衛隊は、自衛隊法第8条第1項第2号に規定する「後方支援」を行う。これは、自衛隊の任務遂行に必要となる物資、食料、被服、医薬品等の供給、輸送、保管、管理、処分等を行うことを指す。

3/29 福月